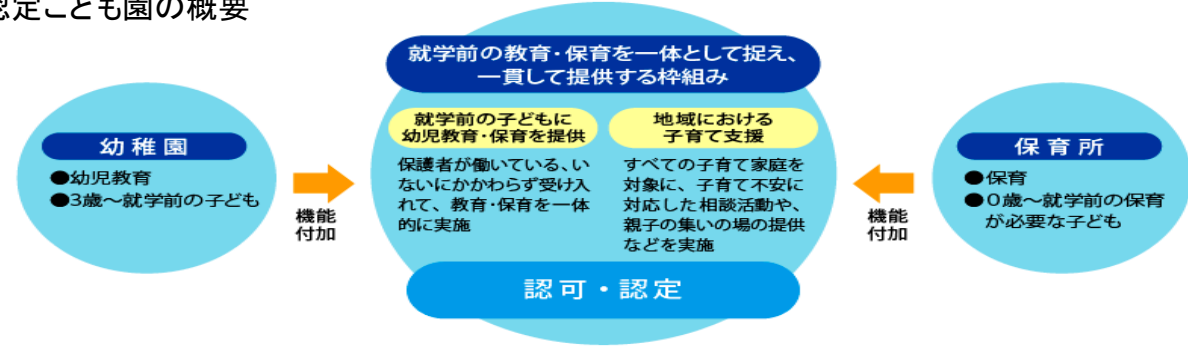


認定こども園の概要



公立の認定こども園で実施する教育・保育の内容

(1) 認定こども園で行う教育・保育

これまで培ってきた教育・保育を引継ぎながら、多様な生活スタイルの子どもが共に過ごすことの効果を生かし、豊かな経験と強い心を身につける教育・保育を実施します。

(2) 3～5歳児の異年齢児学級保育の実施

公立幼稚園での4、5歳の実施成果として、4歳児の意欲や5歳児の自己有用感の育ちが挙げられます。3～5歳を対象にすることで、年齢や成長の幅の広がりから、更なる成果へ繋がると考えています。

(3) 給食の実施

認定こども園に移行する公立施設は、全ての子どもに対し給食を提供します。保育者や友達と共に同じものを食べることで、一緒に食べる楽しさを味わい、好き嫌いを減らし、正しい食習慣を身につけることができます。幼児期の給食経験が、小学校での給食をスムーズに進めることができると考えています。

(4) 認定こども園の一日の生活(例)

<3～5歳児>	7:30	8:45	9:00	12:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
1号子ども		登園	教育課程時間(1号子ども・2号子どもと一緒に活動を行う)		降園					
2号子ども	順次登園		学級活動(異年齢) 学年活動(同年齢)	給食・学級活動		午睡	おやつ・遊び・順次降園			閉園
<0～2歳児>	7:30	9:15	11:00	12:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	
3号子ども	順次登園	おやつ・遊び	給食	午睡	おやつ・遊び・順次降園					閉園

さらなる市全体の教育・保育の質の向上

(1) 保育人材の育成

- ◆(仮称)高槻子ども未来館において、就学前の子どもの一人ひとりの個性が尊重され、社会に出るまでの必要な育ちが保障できる教育・保育の研究を行い、同じ建物内の認定こども園を実践の場としながら、民間施設の職員等も対象にした研修を実施し、教育・保育の担い手を育成します。

(2) 人材の安定的確保

- ◆保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の職場復帰を支援します。
- ◆国の資格取得支援の補助事業を活用した保育教諭や保育士の養成を図ります。

(3) 公立と民間の役割分担と連携

- ◆公立施設は地域の核として、施設間連携や保幼小連携のコーディネーターの役割を果たします。
- ◆民間施設は機動性・独自性を生かし、就学前教育・保育の主要な担い手として積極的に活用します。
- ◆行政は、民間事業者のバックアップに重点を置き、教育・保育の質の向上を図る役割を果たします。

(4) 市民に対する分かりやすい情報提供

- ◆市ホームページの充実や、保護者が気軽に相談できる窓口環境等を整備し、分かりやすい情報提供に取り組んでいきます。

高槻市立認定こども園配置計画 【平成30年度～32年度】<概要版>

本市の就学前教育・保育をめぐる課題

- ・ 増大する保育需要への対応
- ・ 定員割れにより適正な集団規模の維持ができない公立幼稚園の増加
- ・ 地域型保育事業所を卒園した3歳児の受入枠の確保
- ・ 公立施設の老朽化への対応
- ・ 保育人材の育成

等

「高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針」(平成28年9月)

～4つの柱～

- ① 公立施設の認定こども園への移行と1号認定子どもの3年保育の実施
- ② 公立施設を地域の核として整理・集約
- ③ 民間の積極的な活用
- ④ 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

高槻市立認定こども園配置計画

目指す就学前教育・保育の基本理念と平成30～32年度に実施する具体案等

～基本理念～

本市のすべての子どもが、教育振興基本計画に示す「めざす子ども像」の実現に向けた土台をしっかりと形成できる教育・保育環境を整備していきます。

～本市が目指す教育・保育環境～

子ども達が喜んで通い、たくさんの友達と関わりながら育ちあえる環境

保護者の就労状況に関わらず、3歳以上の子どもの連続した育ちが保障できる環境

どの施設に通っても、小学校への円滑した接続ができる環境

保護者が教育・保育方針や立地環境などによる選択ができる環境

地域に開かれ、気軽に子育ての相談や園庭開放などに参加ができる環境

より良い教育・保育
環境の整備

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。本市の全ての子どもの最善の利益の実現に向けて、ミスマッチを解消するとともに、子どもの連続した育ちを保障できるよう、基本方針に示すとおり、公立施設は認定こども園へ移行します。

(単位:年度)

【計画内容】	平29	平30	平31	平32
① 公立施設の整理・集約及び認定こども園化 (五領・上牧区域)、(唐崎・柱本区域)	■	■	■	■
② 公立幼稚園の園区制の廃止	■	■	■	■
③ 民間の積極的活用による認定こども園化	■	■	■	■
④ (仮称)高槻子ども未来館の開設	■	■	■	■
⑤ 公立幼稚園の就労支援型預かり保育の拡大	■	■	■	■

① 公立施設の整理・集約及び認定こども園化

子どもの減少から、集団規模が維持できなくなっている「五領・上牧区域」及び「唐崎・柱本区域」において、集団規模の適正化のため、公立施設を集約し、認定こども園として配置します。

五領・上牧区域(第5区域)

上牧幼稚園、五領幼稚園、五領保育所を統合し、0～5歳を受入れる(仮称)五領認定こども園を新たに整備します。併せて、1号子どもの3年保育を実施します。 【平成32年度開設】

唐崎・柱本区域(第6区域)

柱本幼稚園と三箇牧幼稚園を統合し、3～5歳を受入れる(仮称)三箇牧認定こども園として三箇牧幼稚園を改修整備します。併せて、1号子どもの3年保育を実施します。

【平成32年度開設】

② 公立幼稚園の園区制の廃止

保護者が今後の計画を見通して施設選択ができるよう、平成30年度から園区制を廃止します。

【平成30年度実施(平成29年秋の申込から)】

③ 民間の積極的活用による認定こども園化

基本方針に基づき、民間を積極的に活用していきます。

公立幼稚園の一部民営化

教育・保育提供区域の第2区域は、2号子どもの定員が不足しており、保育需要に対応するため、清水幼稚園、磐手幼稚園、日吉台幼稚園の3園を民間の力を活用して認定こども園化します。 【平成32年度開設】

公立保育所の一部民営化

公立保育所のうち、耐震化が完了していない柳川保育所、芥川保育所の2保育所については、機動性が高く、国の施設整備補助金の利用が可能な民間の力を活用して、認定こども園化し、耐震整備を目指します。 【平成32年度開設】

～民営化について～

民営化の際は、原則、幼保連携型認定こども園での公募とし、事業者選定には、附属機関として民営化選定委員会を設置するなど、透明化を図っていきます。

また、事業者の決定後は、市・保護者・事業者の三者による協議の場(三者協議会)の設定や、民営化前後の「合同保育」や「引継ぎ保育」を実施するなど、利用者の立場にたった、スムーズな移行を図っていきます。

④ (仮称)高槻子ども未来館の開設

高槻保育所の老朽化に伴う対応(移転)と、新たな就学前児童の拠点施設を整備するため、安満遺跡公園に隣接して(仮称)高槻子ども未来館を開設します。認定こども園のほか、病児保育など多様な保育機能及び、保育の担い手となる人材育成機能も整備します。また、認定こども園では、1号子どもの3年保育を実施します。 【平成31年度開設】

⑤ 公立幼稚園の就労支援型預かり保育の拡大

地域型保育事業の連携施設の確保に努めるため、現在就労支援型預かり保育を実施している芥川幼稚園、西大冠幼稚園に加えて、新たに数箇所の幼稚園で就労支援型預かり保育を実施するとともに、実施園においては、2号子どもの3歳の受入れを実施します。 【平成31年度開始】

～「高槻市子ども・子育て支援事業計画」で定める教育・保育提供区域～



第1区域—JR以北・芥川以西区域

＜公立幼稚園＞阿武野幼、郡家幼、土室幼
 ＜公立保育所＞阿武野保、川西保
 ＜民間施設＞民間認定こども園2園、民間保育園4園
 私立幼稚園1園

第2区域—JR以北・芥川以東区域

＜公立幼稚園＞芥川幼、清水幼、磐手幼、日吉台幼、北清水幼、
 樫田幼
 ＜公立保育所＞芥川保、磐手保
 ＜民間施設＞民間認定こども園4園、民間保育所5園
 私立幼稚園2園

第3区域—JR以南・芥川以西区域

＜公立幼稚園＞富田幼、芝生幼、玉川幼、津之江幼、五百住幼
 ＜公立保育所＞如是保、柳川保、富田保、北昭和台保、芝生保
 ＜民間施設＞民間認定こども園1園、民間保育所4園
 私立幼稚園2園

第4区域—JR以南・芥川以東区域

＜公立認定こども園＞桜台認
 ＜公立幼稚園＞高槻幼、南大冠幼、西大冠幼、松原幼
 ＜公立保育所＞高槻保、大塚保、春日保
 ＜民間施設＞民間認定こども園5園、民間保育所9園
 私立幼稚園2園

第5区域—五領・上牧区域

＜公立幼稚園＞五領幼、上牧幼
 ＜公立保育所＞五領保
 ＜民間施設＞民間認定こども園1園、民間保育所1園
 私立幼稚園なし

第6区域—唐崎・柱本区域

＜公立幼稚園＞三箇牧幼、柱本幼
 ＜公立保育所＞なし
 ＜民間施設＞民間認定こども園2園、民間保育所なし
 私立幼稚園なし

※教育・保育提供区域の区域割りは、小学校区の境界をもって設定しています。

※施設数は、平成29年4月現在。地域型保育事業所は除く。